

校内いじめ対策実務部会

学校のいじめ対策を機動的なものにするために、校内いじめ対策委員会の下に、校長、教頭、生徒指導主事で構成する実務部会を置く。なお、この部会には必要に応じて、他の関係職員を加えることができるものとする。